

雫石町公式 SNS 運用ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、雫石町公式 SNS(以下「公式 SNS」)を適切かつ効果的に活用し、町民をはじめ幅広い層への迅速で分かりやすい情報発信のため、公式 SNS 運用に関する事項について定める。

2 ガイドラインの適用範囲

- (1)本ガイドラインは、職員の身分を有する者が職務上 SNS を利用して行政情報を発信することに対して適用する。
- (2)利用者が公式 SNS を閲覧、利用(コメント等の投稿を含む)することに関する事項については、本ガイドラインの該当条項を適用する。

3 運用主体および管理者

- (1)公式 SNS の適切かつ円滑な運用を図るため、雫石町公式 SNS 運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置く。
- (2)運用管理者は、広聴広報業務を所管する部署の所属長をもって充て、次に掲げる業務を行う。
 - ①公式 SNS の ID・パスワード管理に関すること
 - ②公式 SNS 全体の構成及び調整に関すること
 - ③公式 SNS 上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること
 - ④その他、公式 SNS の運用に関すること
- (3)公式 SNS の外に、移住定住、防災、スポーツなどの事務事業を担当する部署において、必要に応じて当該事務事業に特化した SNS(以下「個別 SNS」という。)を設置できる。この場合、事前に運用管理者と協議を行った上で個別 SNS のアカウントを取得するものとし、当該部署の課長等を個別 SNS 運用管理者とする。個別 SNS の運用については本ガイドラインを準用するものとし、必要に応じて個別 SNS 運用ガイドラインを定めるものとする。
- (4)運用管理者は、公式 SNS のアカウントを開設、変更又は廃止したときは、町公式サイト等においてアカウント名、URL 及び運用担当部署等を一覧で公表するものとする。

4 情報発信の内容

公式 SNS では、主に次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1)町の事業やサービスに関する情報
- (2)イベントや講座に関する情報
- (3)町の魅力に関する情報
- (4)災害や重大事件などの緊急情報
- (5)その他、町内外に周知が必要な情報(国や他の地方公共団体が発信する情報を含む)

5 運用方法

- (1) 分かりやすい文章・写真・動画を用い、親しみやすい表現での発信を心掛ける。
- (2) 投稿者は、運用管理者が認めた者とする。
- (3) 情報発信は、運用管理者(個別 SNS にあっては個別 SNS 運用管理者)の承認のもと行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、投稿者の判断により発信を行うことができるものとする。なお、③に掲げる事項を発信したときは、事後に速やかに運用管理者等へ報告し、承認を得るものとする。
 - ① 既に町ホームページや報道発表等により一般に周知されている事実の再発信
 - ② イベント、事業又は競技会等の現況や結果など、客観的な事実の発信
 - ③ 災害、事故その他人命、身体又は財産の保護に関わる緊急情報等、迅速性を要する情報等の発信
 - ④ あらかじめ運用管理者等が内容、時期又は発信条件を指定し、包括的に承認している事項の発信
- (4) 職員は、公式 SNS の運用にあたり次の情報を発信してはならない。
 - ① 職務上知り得た秘密情報
 - ② 公開前の内部資料や庁内のみで共有すべき情報
 - ③ 個人アカウントとの混同を招く内容
 - ④ 引用等を行う際に出所を明示しない投稿
 - ⑤ 7 の(1)に規定する内容
- (5) 原則としてコメントなどに回答はしない。意見や要望は、町ホームページのメールフォームなどで受け付ける。
- (6) 町公式 SNS からのフォロー及びシェア、「いいね！」などは原則行わないものとする。ただし、雫石町が運営しているページ、政府機関、他自治体又は町の事業に関わりのある団体、若しくは個人の運用するページはこの限りではない。
- (7) 誤った情報を発信したとき又は不適切な投稿を行ったときは、速やかに訂正又は削除を行い、必要に応じてその経緯の周知等適切な措置を講じるものとする。

6 写真・動画掲載時の留意事項

投稿前に次の事項を確認する。

- (1) 人物が特定できる場合は掲載の可否を確認する。
- (2) 未成年者は保護者の同意を得ることを原則とする。
- (3) ナンバープレート、住所、名札など個人情報が入り込んでいないか確認する。
- (4) 著作権・肖像権を侵害していないか確認する。
- (5) 必要に応じて画像加工を行う。

7 利用者向け禁止事項及び対応

- (1) 下記の事項に該当する投稿及びコメント等を禁止する。

- ①法律、法令等に違反する内容または違反するおそれがある内容
- ②特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- ③政治、宗教活動を目的とするもの
- ④著作権、商標権、肖像権など第三者の知的所有権を侵害するもの
- ⑤人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- ⑥公の秩序または善良の風俗に反する内容
- ⑦虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- ⑧本人の承諾なく個人情報进行特定、開示、漏洩する等プライバシーを侵害するもの
- ⑨有害なプログラム等に誘導するもの
- ⑩わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ⑪SNS の利用規約に反する内容
- ⑫その他、運用管理者が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むサイト等へのリンク

(2)運用管理者は、前項各号のいずれかに該当するコメント等が投稿されたと判断した場合は、予告なくコメント等の削除やアカウントのブロック等の措置を講じることができるとする。

8 著作権に関する留意事項

公式 SNS 掲載情報に関する知的財産権は栗石町または正当な権利を有する者に帰属する。利用者は、私的利用または引用等著作権法上認められた行為を除き、町に無断で複製・転載することはできない。

9 免責事項

- (1)町は、公式 SNS における情報の正確性、完全性、有用性等に万全を期すが、これを完全に保証するものではない。
- (2)町は、利用者が公式 SNS の情報を利用したこと、又は利用できなかったことにより被った損害について、一切の責任を負わない。
- (3)町は、公式 SNS に関連して生じた利用者間のトラブル又は利用者と第三者との間のトラブルにより生じた損害について、一切の責任を負わない。
- (4)町は、予告なしに運用ガイドラインの変更、公式 SNS の運用の中断、終了又はアカウントの削除を行うことがある。

10 その他

このガイドラインのほか、公式 SNS の運用に関し、必要な事項は運用管理者が別に定める。